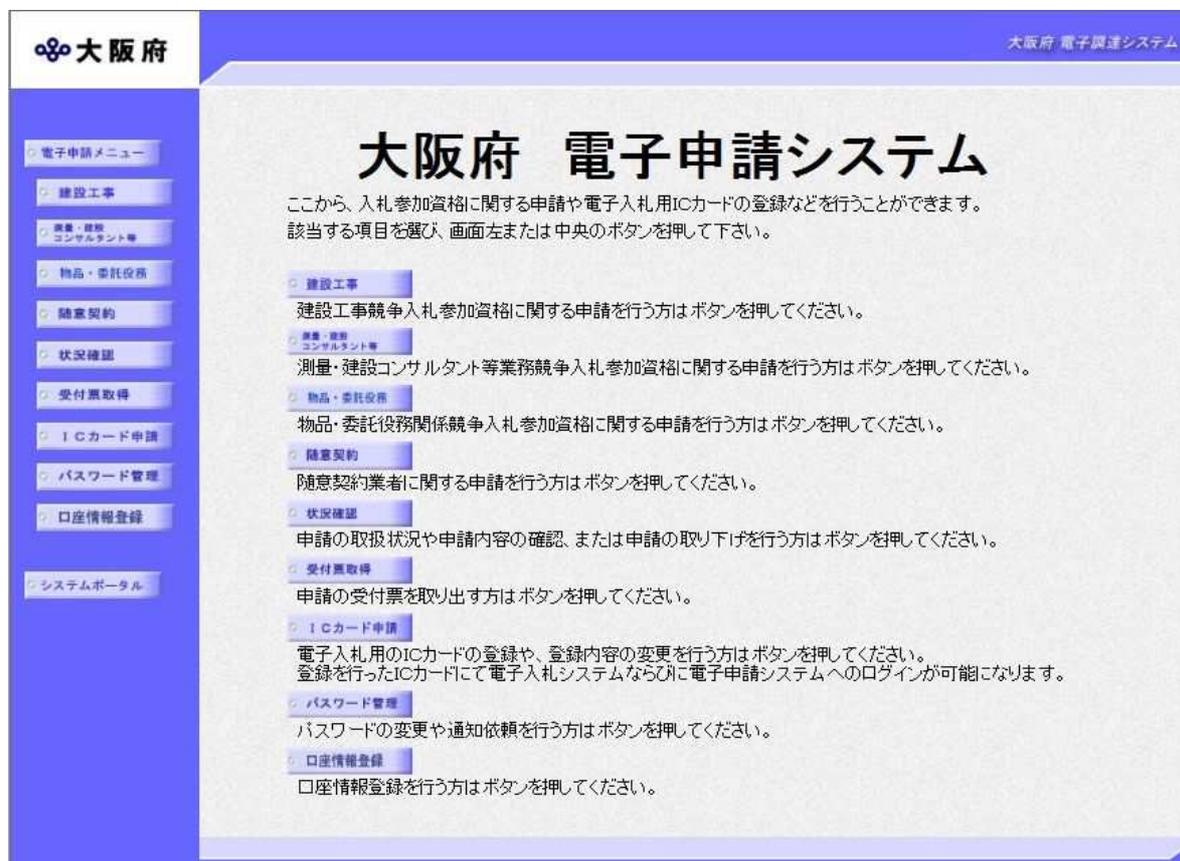


第1章 共通操作

2. メニュー画面

1) 大阪府 電子申請システムメニュー画面



- ◆建設工事競争入札参加資格申請を行う場合は、**建設工事**をクリックします。
→→2) 大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請へ
- ◆測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格申請を行う場合は、**測量・建設コンサルタント等**をクリックします。
→→3) 大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請へ
- ◆随意契約業者に関する申請を行う場合は、**随意契約**をクリックします。
→→4) 随意契約業者登録 登録申請へ
- ◆申請の確認を行う場合、または申請された申請書の取下げを行う場合は、**状況確認**をクリックします。「申請取扱状況確認」画面へ
※「申請取扱状況確認」画面については、第3章 1. 状況確認を参照してください。
- ◆申請の受付票取得を行う場合は、**受付票取得**をクリックします。
「受付票ダウンロード」画面へ
※「受付票ダウンロード」画面については、第3章 2. 受付票取得を参照してください。
- ◆電子入札用ICカードの登録申請または変更申請を行う場合は、**ICカード申請**をクリックします。

→→「ICカード申請」画面へ

※「ICカード申請」画面については、第3章 3. ICカード申請を参照してください。

◆パスワード管理を行う場合は、**パスワード管理**をクリックします。

→→「パスワード管理」画面へ

※「パスワード」画面については、第3章 4. パスワード管理を参照してください。

◆口座情報登録を行う場合は、**口座情報登録**をクリックします。「口座情報登録」画面へ

「口座情報登録」画面については、第3章 5. 口座情報登録を参照してください。

◆電子申請システムメニュー画面に戻る場合は、画面左の**電子申請メニュー**をクリックします。

→→「大阪府 電子申請システム」画面へ

◆システムポータル画面に戻る場合は、画面左の**システムポータル**をクリックします。

→→「システムポータル」画面へ

2) 大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請

建設工事競争入札定期申請

平成29・30年度の建設工事競争入札参加資格の審査申請を行う方は、以下の項目から選んでください。

※お手元に、①経営事項審査結果通知書(または経営者等評価申請書(総合評価申請書))、②建設業許可通知書、③常用雇用労働者数と種別(雇用人数)が分かる資料(経営者等雇用内訳報告書)、④メールアドレスをご用意の上、申請を行ってください。

※お問い合わせていただく前に、[定期申請\(建設工事\)FAQ](#)をご参照いただきますと、お問い合わせて内容が解決する場合があります。

【新規申請】

- **新規申請(初めて登録する方)**
これまで大阪府の入札参加資格(建設工事・測量・建設コンサルタント等・物品・委託業務)登録を行ってことがなく、初めて大阪府の入札参加資格登録を行う方は、こちらから申請を行ってください。
- **新規申請(登録履歴のある方)**
過去に大阪府の入札参加資格(建設工事・測量・建設コンサルタント等・物品・委託業務)登録があり、ユーザーID(業者番号)がパスワードを取得された方は、こちらから申請を行ってください。
※申請にはユーザーID(業者番号)が必要です。ユーザーID(業者番号)がパスワードが分からない場合は、こちらをご覧ください。

建設工事競争入札

建設工事競争入札の新規申請、更新申請、業種追加申請、業者基本情報の変更、登録辞退・業種辞退・許可分類の変更、経営事項審査結果通知日の再申請の操作画面に遷移できます。

(途中画面省略)

建設工事一般競争入札(特定調達契約)定期申請

平成29・30年度の建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格の審査申請を行う方は、以下の項目から選んでください。

※お手元に、①経営事項審査結果通知書、②建設業許可通知書、③メールアドレスをご用意の上、申請を行ってください。

【新規申請】

- **新規申請(初めて登録する方)**
これまで大阪府の入札参加資格(建設工事・測量・建設コンサルタント等・物品・委託業務)登録を行ってことがなく、初めて大阪府の入札参加資格登録を行う方は、こちらから申請を行ってください。
- **新規申請(登録履歴のある方)**
過去に大阪府の入札参加資格(建設工事・測量・建設コンサルタント等・物品・委託業務)登録があり、ユーザーID(業者番号)がパスワードを取得された方は、こちらから申請を行ってください。
※申請にはユーザーID(業者番号)が必要です。ユーザーID(業者番号)がパスワードが分からない場合は、こちらをご覧ください。
- **郵送書類一覧【新規申請(特定調達契約)】**
電子申請後、すみやかに送付してください。
- **電子申請条件マニュアル【新規申請】**

【更新申請】

- **更新申請**
平成29年度の建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格の登録がある方は、こちらから申請を行ってください。

建設工事一般競争入札(特定調達契約)

建設工事一般競争入札(特定調達)の新規申請、更新申請、業者基本情報の変更、登録辞退・業種の変更の操作画面に遷移できます。

(途中画面省略)

専門工事業種登録

専門工事業種の登録または辞退に関する申請を行う方は、以下の項目から選んでください。

【専門工事業種登録】

専門工事業種の登録に関する申請を行う方は、こちらから申請を行ってください。

※ユーザーID(業者番号)がパスワードまたは登録済みの電子入札用IDカードが必要です。

- [専門工事業種登録](#)

受注希望工種申請

受注希望工種に関する申請を行う方は、以下の項目から選んでください。

【受注希望工種申請】

受注希望工種の登録・変更に関する申請を行う方は、以下の項目を選んでください。

※ユーザーID(業者番号)がパスワードまたは登録済みの電子入札用IDカードが必要です。

(ご注意)

- この申請は建設工事競争入札参加資格の登録の有る方のみ行うことができます。
- 申請受付期間および申請受付回数は次のとおりです。
 - ・毎年4月1日から翌年3月31日まで：当該年度の受注希望工種の新規および変更申請
 - ・毎年4月1日から翌年3月31日まで：前年度の受注希望工種の新規および変更申請
- 本システムによる受注希望工種の変更は前年度(1年度内)1回のみ可能です。
- 入札に参加した場合は、年度内の受注希望工種の変更はできません。

- [受注希望工種申請](#)

専門工事業種登録

専門工事業種登録の操作画面に遷移できます。

受注希望工種申請

受注希望工種申請の操作画面に遷移できます。

建設工事競争入札参加資格の**新規申請**、**更新申請**、**業種追加申請**、**変更申請**、**専門工事業種登録**、**受注希望工種申請**を行うことができます。

画面右のスクロールバーを使用して、各申請の処理項目を表示し、申請を行いたい項目をクリックすると、各画面に遷移します。

※**建設工事競争入札**の各申請処理については、**第2章 1. 建設工事競争入札参加資格審査申請**を参照してください。

※**建設工事一般競争入札(特定調達契約)**の各申請処理については、**第2章 2. 建設工事一般競争入札(特定調達)参加資格審査申請**を参照してください。

※**専門工事業種登録**の各申請処理については、**第2章 3. 専門工事業種登録**を参照してください。

※**受注希望工種申請**の各申請処理については、**第2章 4. 受注希望工種申請**を参照してください。

[戻る](#)をクリックすると、「大阪府 電子申請システム」画面に戻ります。



申請について

- 新規申請** 初めて入札参加資格申請を行われる方、または現時点で資格の無い方が申請を行う場合に用いる機能です。
- 更新申請** 現時点で入札参加資格のある方が、次年度に継続して申請を行う場合に用いる機能です。
- 変更申請** 申請情報(業者基本情報、業種情報等)に対して変更を行う場合に用いる機能です。
- 業種追加申請** 現時点で入札参加資格のある方が、業種の追加の申請を行う場合に用いる機能です。



許可番号、会社の合併・分割等の変更について

建設業の組織変更および許可番号が変更になった場合や、会社の合併・分割等の場合には、インターネットによる変更申請ができませんので、これらの変更については各項目の[こちらを参照してください。](#)をクリックして参照ください。

3) 大阪府測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請

大阪府 電子調達システム

大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請

ここから測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格に関する新規・更新・業務追加・変更申請を行うことができます。申請を行わない方は「戻る」ボタンを押してください。
申請の前に、申請に関する情報を確認してください。申請情報は [こちら](#)。

測量・建設コンサルタント等業務競争入札定期申請

令和2・3・4年度の測量・建設コンサルタント等業務競争入札の参加資格に関する申請を行う方は、以下の項目から選んでください。

[新規申請]

- ▣ **新規申請(初めて登録する方)**
これまで大阪府の入札参加資格(建設工事等、物品・委託役務関係)登録を行っていない方で、初めて測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格登録を行う場合は、ここから申請を行ってください。
なお、申請が有効となるためには大阪府が郵送書類の内容を確認・受理する必要があります。
郵送書類については、「郵送書類一覧」を確認してください。
- ▣ **新規申請(登録履歴のある方)**
過去に大阪府の入札参加資格(建設工事等、物品・委託役務関係)登録があった方で、ユーザーID(業者番号)・パスワードを取得されていた方は、ここから申請を行ってください。
なお、申請が有効となるためには大阪府が郵送書類の内容を確認・受理する必要があります。
郵送書類については、「郵送書類一覧」を確認してください。
- ▣ **郵送書類一覧**

(途中画面省略)

受注希望業種申請

受注希望業種に関する申請を行う方は、以下の項目から選んでください。

[受注希望業種申請]

受注希望業種の登録・変更に関する申請を行う方は、以下の項目を選んでください。
※ユーザーID・パスワードまたは登録済みの電子入札用ICカードが必要です。

- ▣ **受注希望業種申請**

(ご注意)

- この申請は測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の登録の有る方のみ行うことができます。
- 申請受付期間および申請内容は次のとおりです。
 - ・毎年4月1日から翌年2月末日まで：当該年度の受注希望業種の新規および変更申請
 - ・毎年3月1日から3月31日まで：翌年度の受注希望業種の新規および変更申請
- 本システムによる受注希望業種の変更は部局ごとに年度内1回のみ可能です。
(2回以上の変更を希望される場合は各業種発注部局に直接申し出てください。)
- 登録済みの希望業種で入札に参加した場合は、年度内の受注希望業種の変更はできません。

測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格の**新規申請**，**更新申請**，**業務追加申請**，**変更申請**，**専門業務登録**，**受注希望業種申請**を行うことができます。

申請を行いたい項目をクリックすると，各画面に遷移します。

※測量・建設コンサルタント等の各申請処理については，第2章 5. 測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請を参照してください。

をクリックすると，「大阪府 電子申請システム」画面に戻ります。



申請について

- 新規申請** 初めて入札参加資格申請を行われる方，または現時点で資格の無い方が申請を行う場合に用いる機能です。
- 更新申請** 現時点で入札参加資格のある方が，次年度に継続して申請を行う場合に用いる機能です。
- 変更申請** 申請情報(業者基本情報，業種情報等)に対して変更を行う場合に用いる機能です。
- 業種追加申請** 現時点で入札参加資格のある方が，業種の追加の申請を行う場合に用いる機能です。



会社の合併・分割等の変更について

会社の合併・分割等の場合には，インターネットによる変更申請ができませんので，これらの変更については各項目の[こちらを参照してください。](#)をクリックして参照ください。

4) 随意契約業者登録 登録申請

大阪府 電子申請システム

随意契約業者登録 登録申請

「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」、「物品・委託役務」のいずれの入札参加資格もない場合で、随意契約等により府の契約の相手方となる方が登録申請を行うことができます。申請を行わない方は「戻る」ボタンを押しして下さい。

委託役務随意契約業者 登録申請

委託役務随意契約業者の契約先等の登録を行う方は、以下の項目から選んでください

【新規申請】

現在、大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれにも有効な入札参加資格の登録がない方で、大阪府の負担金協定・工事等随意契約及び委託役務随意契約業者の契約先等の登録のない方は、こちらから申請を行ってください。

なお、この委託役務随意契約業者の登録をもって、大阪府発注の入札に参加できるものではありません。
※この申請は、大阪府より登録申請の指示があった場合のみ行ってください。

- 新規申請(資格登録の経験なし)**
これまで大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれにも入札参加資格申請を行ったことがない方で、はじめて委託役務随意契約業者登録を行う場合は、こちらから申請を行ってください。
すでに登録されている契約先等と異なる契約先等(営業所等)を追加して登録する必要がある場合は、こちらから申請を行ってください。
- 新規申請(資格登録の経験あり)**
現在有効ではないが、過去に大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれかの入札参加資格を取得したことのある方(※ID、パスワードを取得されている方)は、こちらから申請を行ってください。
※ユーザーID・パスワードが必要です。

【変更申請】

委託役務随意契約業者の契約先等の登録内容の変更を行う方は、以下の項目から選んでください。
※ユーザーID・パスワードが必要です。

- 変更申請**
商号、契約先(名称、契約者名、電話番号、FAX番号等)に関わる変更を行う方はこちら
- 登録辞退**
委託役務随意契約業者の契約先等の登録の辞退を行う方はこちら

負担金協定・工事等随意契約 登録申請

負担金協定・工事等随意契約の契約先等(協定の相手方を含む)の登録を行う方は、以下の項目から選んでください。

【新規申請】

現在、大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれにも有効な入札参加資格の登録がない方で、大阪府の負担金協定・工事等随意契約及び委託役務随意契約業者の契約先等の登録のない方は、こちらから申請を行ってください。

なお、この負担金協定・工事等随意契約の登録をもって、大阪府発注の入札に参加できるものではありません。
※この申請は、大阪府より登録申請の指示があった場合のみ行ってください。

- 新規申請(資格登録の経験なし)**
これまで大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれにも入札参加資格申請を行ったことがない方で、はじめて負担金協定・工事等随意契約の登録を行う場合は、こちらから申請を行ってください。
すでに登録されている契約先等と異なる契約先等(営業所等)を追加して登録する必要がある場合は、こちらから申請を行ってください。
- 新規申請(資格登録の経験あり)**
現在有効ではないが、過去に大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれかの入札参加資格を取得したことのある方(※ID、パスワードを取得されている方)は、こちらから申請を行ってください。
※ユーザーID・パスワードが必要です。

【変更申請】

負担金協定・工事等随意契約の契約先等の登録内容の変更を行う方は、以下の項目から選んでください。
※ユーザーID・パスワードが必要です。

- 変更申請**
商号、契約先(名称、契約者名、電話番号、FAX番号等)に関わる変更を行う方はこちら
- 登録辞退**
負担金協定・工事等随意契約の契約先等の登録の辞退を行う方はこちら

戻る

随意契約等により府の契約相手方となる方が登録申請を行うことができます。

申請を行いたい項目をクリックすると、各画面に遷移します。

※随意契約業者の各申請処理については、第2章 6. 随意契約業者登録 登録申請を参照してください。

戻るをクリックすると、「大阪府 電子申請システム」画面に戻ります。